

こどもの意見表明支援制度

○あなたが、他の人に話したいことや、困っていることを、「意見表明支援員」にお話できます。

○「意見表明支援員」になるのは、こども家庭センターの人ではなく、「弁護士」というお仕事をしている人です。

○こども家庭センターの人に言いにくいことも、お話できます。



1

意見表明支援員(こどものための弁護士)とお話したいときは、こども家庭センターの人(ケースワーカーや一時保護所の人)か、今生活している施設の人に伝えてください。

2

何日か後に、意見表明支援員(こどものための弁護士)が来て、あなたのお話を聞かせてもらいます。お話しするときは、あなたと意見表明支援員の二人だけことができます。

3

意見表明支援員(こどものための弁護士)は、あなたから聞いたお話をこども家庭センターの人に伝えます。(あなたが話したことを誰にも言うてほしくないときは、意見表明支援員にそう伝えてください。)

4

あなたが「こども家庭センターの人に伝えてほしい」と意見表明支援員(こどものための弁護士)にお願いしたことを、意見表明支援員がこども家庭センターの人に伝えます。

5

こども家庭センターは、あなたが伝えたかったことを意見表明支援員から聞いて、どうすればよいかを考えます。その後、どうすることになったのかを、こども家庭センターの人があなたに伝えます。